

職員の処分について

盗撮の疑いで逮捕された職員に対し、懲戒処分をおこないました。

1 概要 別紙のとおり

本件に関するお問い合わせ先

職員課 人事係

電話 内線 / 3502

外線 / 027-898-6507

職員の懲戒処分について

1 被処分者

所属	職名	氏名	年齢
建設部公園管理事務所	副主幹	小柳(こやなぎ) 友則(ともりの)	42歳

2 事案の概要

被処分者は令和8年6月28日に伊勢崎市内の大型商業施設において盗撮の疑いで身柄を拘束され、警察が捜査を進める中で、被処分者が同年6月13日午後0時40分頃、被害女性のスカート内にスマートフォンを差し入れ、下着を撮影したことが発覚したことにより、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(いわゆる性的姿態撮影処罰法)違反の疑いで、同年6月29日付けで逮捕された。

逮捕後本人への聴き取りの結果により、本日、地方公務員法の定めにより懲戒処分を行ったものの。

3 処分内容

- (1) 免職
- (2) 退職手当は支給しない

4 処分理由

地方公務員法第33条(信用失墜行為の禁止)に違反する行為であり、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当する。

(参考：地方公務員法第29条)

職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 1 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 2 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 3 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

5 処分年月日

令和8年7月17日

6 管理監督責任

建設部長、公園管理事務所長、公園管理事務所長補佐兼施設係長
上記3名の管理監督者については、訓告処分として、文書注意とする(同日付)。

7 再発防止策

全職員向けに、法令遵守及び服務規律の確保について通知するとともに、改めてコンプライアンス行動指針の再確認及び研修を実施する。